

## **営繕工事等における 中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更の運用**

### **1. 目的**

本運用は、中東情勢の変化を踏まえ、ナフサを由来とする建設資材について、代替資材の調達や流通経路の見直し等、追加で必要となる内容を設計変更するにあたり、必要となる手続き、積算方法等を定めることを目的とする。

### **2. 調達検討資材**

調達検討資材は、供給の偏りや流通の目詰まりが発生しているナフサ由来の建設資材とする。塗料(さび止め塗料、塗料用シンナー等を含む)、防水材(シーリングを含む)、断熱材(押出法ポリスチレンフォーム等)、硬質ポリ塩化ビニル管、構造用合板などの資材が想定される。

一般財団法人経済調査会や一般財団法人建設物価調査会等の調査機関により、中東情勢の影響を受け、供給面での懸念や価格上昇の動きが顕在化していると公表されている資材を対象とすることを基本とする。ただし、建設資材の流通状況は日々変動していることから、受注者から調達検討資材に関する追加等の協議の申出があった場合には、誠実に協議に応じるものとする。

### **3. 別途調達経費**

別途調達経費は、次の 、 の場合における調達変更により必要となる経費をいう。  
(労務費、機械器具費、仮設材費は対象としない。ただし、材料費に連動する専門工事業者等の諸経費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の変更は行うものとする。)

調達検討資材の代替資材を調達した場合

設計図書どおりの調達検討資材を調達するために、流通状況を踏まえた調達経費が別途必要となる場合(受注者が流通経路を見直して調達した場合も含む)

### **4. 手続き**

- (1) 令和8年7月10日以降に設計積算を行う工事については、設計図書に「営繕工事等における中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更 特記仕様書」(以下、「特記仕様書」)を添付し、本運用の対象工事であることを明示する。
- (2) 令和8年7月9日以前に設計積算を行った工事(既契約工事を含む)については、工事打合簿に特記仕様書を添付し、当該工事が本運用の対象工事であることを通知するものとする。  
(変更契約時に設計図書に特記仕様書を添付し契約図書とする。)
- (3) 代替資材の調達又は流通状況を踏まえた調達経費が別途必要となる調達をせざるを得ない場合は、受注者は、当該資材を購入する前に「(様式1)調達検討資材に関する協議書」を工事打合簿で監督員に提出し、協議を行うものとする。ただし、調達検討資材につい

て、直ちに購入契約する必要があるなど、迅速な対応が求められる場合は、口頭、電子メール等により協議することも可能とする。この場合であっても受注者は、事後遅滞なく書面により協議を行うものとする。

- (4) 設計変更を行う場合、受注者は「(様式2) 調達検討資材に関する実施報告書」並びに、調達時期、購入数量及び購入単価が記載された取引伝票、見積書、請求書等(以下、「証明書類」)を工事打合簿に添付し監督員に提出しなければならない。
- (5) 受注者は、代替資材を調達する場合には、当該代替資材が設計図書で求める機能や品質等を満足していることが確認できる資料(カタログ等)を監督員に提出しなければならない。
- (6) 設計変更にあたっては、設計図書に代替資材の規格・仕様の記載又は流通状況を踏まえた調達経費を別途必要とする調達をした旨を記載する。(別記1の記載例参照)なお、代替資材を調達する場合、設計者等との協議など、通常的设计変更と同様の手続きが必要なることに留意すること。
- (7) 妥当性が確認された別途調達経費については設計変更の対象とする。ただし、受注者の責めに帰すべき事由により生じた増加費用については、設計変更の対象としない。
- (8) 本運用による設計変更内容は、工事請負契約書第 25 条(スライド条項)の対象外とする。
- (9) 設計変更に伴って必要となる工期については、適切に変更するものとする。
- (10) 受注者は、設計図書その他本工事の履行に関し疑義を生じたときは、その旨を書面により監督員に報告し、協議を行うものとする。

(別記1) 設計変更時の設計図書における記載例

中東情勢の変化等による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更 変更一式

|                       |     |
|-----------------------|-----|
| 代替資材                  | 資材名 |
| 流通状況を踏まえた調達経費が別途必要な資材 | 資材名 |

## 5. 積算方法

### (1) 設計変更を行う対象数量

- ・ 予定価格内訳書の数量のうち、供給の偏りや流通の目詰まりが発生し、従前の流通経路により円滑な調達が困難となっている期間に該当する数量を、設計変更を行う対象数量とする。

### (2) 設計変更にかかる材料単価

- ・ 受注者から提出された証明書類に記載された購入価格を使用する。
- ・ 実際の購入価格が一般的な実勢価格と大きく乖離する場合は、必要に応じて追加資料を求め、その妥当性を確認する。
- ・ 妥当性が確認できない場合は、購入時期の物価資料に掲載されている価格を使用することができる。

### (3) 別途調達経費の算出方法

- ・ 別途調達経費は、直接工事費に計上するものとする。
- ・ (2)で算出した材料単価と設計変更前の発注者が積算した材料単価の差額に(1)の対象数量を乗じ、さらに材料費に連動する専門工事業者等の諸経費を加算して求める。
- ・ 設計変更前の発注者が積算した材料単価は、市場単価については市場単価方式へ移行する前の歩掛り等を参考に求める。単位施工単価は、ベース単価の材料費の割合を使用し、求める。
- ・ 材料費を抽出して確認することが困難な材工一式の単価の場合は、材料費以外の価格の変更が含まれていない証明書類の提出を受注者に求め、それをもとに別途調達経費を計上することができる。

### (4) 設計変更の時期

- ・ 設計変更は、最終変更時に行うことを基本とする。

## 6. 適用

令和8年7月10日以降適用する。